参考資料3

H30.2.22　第21回大阪府食の安全安心推進協議会

「第3期大阪府食の安全安心推進計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

○募集期間：　平成29年11月13日（月曜日）から平成29年12月13日（水曜日）まで

○募集方法：　郵送、ファクシミリ、インターネット

○募集結果：　5団体から39件のご意見・ご提言をいただきました。（うち意見の公表を望まないもの0件）

寄せられたご意見・ご提言についての大阪府の考え方は以下のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見等は原則として原文のままとしていますが、類似のご意見等につきましては、まとめて公表しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | ご意見等 | 大阪府の考え方 |
| 第１章　推進計画策定の基本的な考え方 | | |
| 外国旅行者の安全確保 | | |
| １ | 基本理念に「府民」に加え、現在では外国旅行者＝滞在者を加える実態にある。中でも、東南アジアからの旅行者では、それ向けの国外事業者の運営する店舗が増えている。食品の場合には安全性や陳列など危惧する状況がある。行政による監視は、人員削減される中で大変なことだとは思うが、立ち入り調査など監視を強化して旅行者の安全確保を切望する。 | 本府では、大阪府食の安全安心推進条例の基本理念に基づき、「府民の健康の保護が最も重要である」との認識の下、食の安全安心の確保に関する取組を積極的に実施しています。今後とも、「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき府内の施設に対する監視指導に努めてまいります。 |
| 第３章　食の安全安心の確保に関する施策 | | |
| 監視指導（抗生物質の乱用・誤用による耐性菌の拡大を防ぐ取組） | | |
| ２ | 抗生物質の乱用・誤用による耐性菌の拡大が大きな懸念となっています。11月7日にWHOが農業・畜産関係者らに対し健康な動物への抗生物質の使用をやめるよう強く求めたと報じられました。畜産物と養殖生産の安全対策と事業者の取組ポイントに、こうした視点を盛り込んで下さい。 | ご意見を踏まえ、推進計画における畜産物の安全対策及び事業者の取組ポイントを次のとおり修正します。（下線部は修正箇所）  ②畜産物の安全対策（動物愛護畜産課）  畜産農家において、伝染性疾病のまん延防止のための衛生対策、飼料・飼料添加物※・動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤※の慎重使用について、巡回指導を実施します。（以下略）  ＜事業者の取組ポイント＞  ■動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤の慎重使用  　　動物用や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康を損なう恐れがありますので、使用方法を遵守して適切に使用すること。また、薬剤耐性菌※の発生リスクを低減するため、抗菌剤の慎重使用に努めましょう。  また、水産用抗菌剤における薬物耐性対策として、2018年1月1日から国の通知に基づき抗菌剤の購入時には専門家の指導を必要とする新たな仕組みをスタートさせました。養殖業者等に対し一層の周知・指導を行ってまいります。 |
| 監視指導（野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理の強化） | | |
| ３ | 国も普及に取り組むジビエですが、食中毒、感染症、寄生虫のリスクもよく知られているところです。今後、問題が生じることがないよう、大阪府として衛生管理の強化に取り組むことを計画に盛り込んで下さい。 | 大阪府では、野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生対策として、異常肉の排除、食肉処理の際の衛生確保等について関連事業者等への指導啓発を実施しています。  野生鳥獣肉は食品衛生上のリスクが高いことから、関連事業者への注意喚起を図るため、推進計画における事業者の取組ポイントとして、「野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理」を追加します。    ■野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理  野生鳥獣肉（ジビエ）を取り扱う場合は、寄生虫、細菌、ウイルス等による健康被害を防止するため、食肉処理の際の衛生確保、適切な温度管理、十分な加熱調理等を実施しましょう。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 食品アレルギーを持つ人、子どもが増えています。食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止の技術指導、アレルギー表示の適正化等の施策を強めて下さい。 | 本府では、従来より、食品アレルギー対策として、製造・調理現場での食品及び器具類の取扱いや、食品中のアレルギー物質の検査、適正な食品表示について、事業者に対し監視指導を行っております。今後も、食品アレルギーによる健康被害の発生を防止するため、事業者への情報提供、監視指導に努めてまいります。 |
| ５ | アレルギー表示の徹底を指導してください。 |
| 食品等の試験検査（輸入食品） | | |
| ６ | 輸入食品は消費者の関心が特に強いテーマです。今回、輸入食品の検査が独立した項目として記載されたことを評価します。 | ご意見ありがとうございます。 |
| ７ | 事業目標に輸入食品の検査件数を加え、現状よりも拡充させる目標を設定して下さい。 | 食品等の検査については、毎年度、違反や不良の発生状況等を考慮して検査項目や検査件数の見直しを行っています。本府は、単年度計画である「大阪府食品衛生監視指導計画（監視計画）」の策定時に府民意見を募集し、具体的な検査項目、検査予定件数などを定めています。そのため、推進計画では検査全体の実施率を目標として設定します。  輸入食品の検査については、監視計画の重点事業として位置づけており、検査対象食品の種類及び検査項目の拡充を図ってまいります。 |
| ８ | 大阪府の輸入食品の検査状況（検査件数、内容、結果）を、府民に分かりやすく知らせて下さい。 | 本府では、「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき実施した食品等の検査結果をホームページで公表しています。  ご意見を踏まえ、輸入食品の検査状況を分かりやすくお伝えできるよう工夫します。 |
| 食品等の試験検査（無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）） | | |
| ９ | 無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査について、この間、国などの検査で違反事例が摘発されています。また、健康被害の注意喚起がされる事例もあります。大阪府でも試験検査を強化して下さい。第2期計画で未達成の事業目標は、目標を上回る検体数の試験検査を行って下さい。 | 無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）の買上検査につきましては、全国の違反事例に鑑みて、検査項目を追加するなど検査内容の強化を図っています。  また、当該検査ではインターネットによる買上を実施していますが、第2期推進計画においては欠品等の業者都合や府で対応が困難なクレジット決済等の主流化により数値目標である20件もしくはそれを下回る結果となりました。第3期推進計画では、店舗購入も検討し、第2期推進計画の数値目標を継続的に達成できるよう事業を実施してまいります。 |
| 新たな制度に基づく表示の適正化の推進 | | |
| 10 | 食品表示について、新たな制度に基づく表示の適正化の推進が重点課題とされたこと、健康増進法と景品表示法に基づく表示の指導が盛り込まれたことなどを評価します。 | ご意見ありがとうございます。 |
| 11 | 新しい表示制度への変更に伴い、表示の適正さを確保するうえで自治体の役割は大きくなると思われます。必要な人員・予算の確保を進めて下さい。 | ご要望として承ります。 |
| 12 | 食品表示ウォッチャーをその人達の啓発よりも監視に重点を置いて下さい。 | 食品表示ウォッチャー兼推進員は、食品表示研修で学んだ知識を活かし、日常の買い物の中で店頭にある生鮮食品の表示をモニタリングし府に報告するとともに、身近な人に食品表示に関する知識を普及する活動を行っています。  本府では、モニタリング活動による食品表示の適正化と、啓発活動による消費者の食品表示に対する理解促進の両方を推進していきたいと考えています。 |
| 13 | 重点課題とした食品表示に設定された事業目標を、より強化して下さい。具体的には、  (1)「食品表示ウォッチャー兼推進員の府内市区町村配置率」について、最終目標を100％として下さい。  (2)「新たな食品表示制度学習会の開催数目標」について、学習会を事業者向けと消費者向けに分けて目標を設定するとともに、参加者数と理解度を指標に加えて下さい。 | (1)ご意見を踏まえ、推進計画の事業目標である「食品表示ウォッチャー兼推進員の府内市区町村の配置率」を100％に修正します。  (2) 食品表示学習会は主催団体の要請に応じて講師を派遣する事業であることから、本府において事業者・消費者の別、参加者数等の目標を設定することは困難ですが、学習会の理解度については、ご意見を踏まえ、推進計画を次のとおり修正します。（下線部は修正箇所）  事業目標   | 施策内容  （目標指標） | 現状  （2016年度実績） | 目標  （2018年度） | 最終目標  （2022年度） | | --- | --- | --- | --- | | 新たな食品表示制度の普及啓発  （食品表示学習会の開催数と理解度） | １７回・― | ２０回・９０％ | ２４回・９５％ | |
| 14 | 「巡回点検店舗での概ね正しく表示されている店舗の割合」が事業目標からなくなっています。しかし、この目標は実際に適正な表示が行われているかどうかを示すアウトカム指標（成果指標）と言えるものであり、今回設定された事業目標ではその代わりになっていません。よって、権限移譲市分を除いたものであることあるいは全数点検でないことを付記して事業目標に復活させるか、それに代わりうるアウトカム指標を新たに設定して下さい。 | ご意見を踏まえ、「巡回店舗における表示状況」を事業目標として継続することとし、推進計画を次のとおり修正します。（下線部は修正箇所）  事業目標   | 施策内容  （目標指標） | 現状  （2016年度実績） | 目標  （2018年度） | 最終目標  （2022年度） | | --- | --- | --- | --- | | 巡回点検店舗における表示状況  （概ね正しく表示されている店舗割合） | ９０．３％ | ８８％（注） | ９０％ |   （注）2016年度の食品表示法に関する事業の一元化に伴い、2017年度からの巡回店舗台帳の  見直しにより、新たに点検した店舗への指導数の増加が予想され、概ね正しく表示されている店  舗の割合が減少する見込み  なお、2016年度の食品表示法に関する事業の一元化に伴い、2017年度からの巡回店舗台帳の見直しにより、新たに点検した店舗の指導数が増加したため、概ね正しく表示されている店舗の割合が減少しています。 |
| 新たな制度に基づく表示の適正化の推進（健康食品） | | |
| 15 | 保健機能食品でも機能性成分の配合量が規格を満たしていなかった事例が発覚しました。いわゆる健康食品も含め、毎年数検体でも良いので、謳われている配合量を確認する試験検査を行って下さい。 | 本府では、健康食品で謳われている成分のうち、食品表示基準に規定がある栄養成分については、経過措置期間終了後の課題として検討してまいります。 |
| 16 | 保健機能食品を含む健康食品についての表示違反事例が指摘されています。2016年度の大阪府の合同監視でも表示不備があった施設数が調査施設の5割に上っており、監視強化が必要です。事業目標として、健康食品関係施設の合同監視の施設数と表示不備がない施設数の割合を設定して取り組んで下さい。 | 本府では、関係法令を所管する機関と連携し、「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき健康食品の合同監視を実施しております。  なお、特定保健用食品や機能性表示食品の関与成分等については、消費者庁が指導等を行っています。 |
| 17 | 健康食品（トクホを含む）の景表法違反を厳しく監視してください。 | 健康食品を含む食品の表示に関する景品表示法違反が疑われる事案については、他の法令を所管する部局等と連携を図りながら対処しているところです。引き続き、適切に対処していきます。 |
| 情報の収集及び調査研究（食の安全に関する研究の推進） | | |
| 18 | 食の安全安心の確保のためには、その基盤として基礎研究や技術開発を継続して充実させることが不可欠です。大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門が廃止・統合され、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所ができましたが、それにより従来の業務を後退させることなく、機能強化につながるように万全を図って下さい。 | 本府では、引き続き、大阪健康安全基盤研究所等の研究機関と連携し、食品の安全確保に関する調査研究を行ってまいります。 |
| 緊急時に迅速に対応できる体制の確保 | | |
| 19 | 集団食中毒事件への不安が高まっています。予防措置について事業者への監視指導、情報提供や、大阪健康安全基盤研究所を含めた調査研究事業を一層強めて下さい。発生時には、府民への迅速な情報提供と原因究明に努めて下さい。 | 本府では、引き続き、飲食等に起因する健康被害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時から部局間の連携はもとより、大阪健康安全基盤研究所等の関係機関と一層連携を密にし、府民への迅速かつ分かりやすい情報の提供と原因究明に努めてまいります。 |
| リスクコミュニケーションの促進 | | |
| 20 | 開催方法を工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを図ることを進めるとともに、その内容を広く府民に知らせて、理解を促進して下さい。特に、行政、事業者、消費者が率直に意見交換できる場を広げて下さい。 | ご意見ありがとうございます。今後とも、リスクコミュニケーションを推進してまいります。 |
| 正確で分かりやすい情報の提供 | | |
| 21 | 近年、食の安全・健康問題に関する情報が氾濫している。指摘されている通りその中から本当に正しい情報を見極めるのは難しい。せめて、行政情報は信頼したいと考えている。ぜひ、分かりやすい情報提供と出前講習等を増やす、或いは要請に応えられる「気さくさ」を持ってほしい。 | 本府では、毎年、大阪府食の安全安心推進協議会に設置した情報発信評価検証部会において情報提供のあり方についてのご意見をいただきながら、府民や食品関連事業者へより分かりやすく情報を提供できるよう、改善を図っています。  今後とも、府民及び食品関連事業者の要請に応じ、食品表示や食品衛生などに関する講習会を実施してまいります。 |
| 22 | 情報提供のツールとしての「スマホ」媒体の活用を検討。実際役に立っているので、食の安全に関心の高い（例えば、生活協同組合など）の協力を得て普及を検討されたい。府内海域の貝毒に関する情報などとても有効で大切な情報だ。 | ご意見ありがとうございます。  本府では、「スマホ」などIT機器を活用した情報提供の取組として、メールマガジンやホームページによる情報提供を積極的に進めています。引き続き、食品関連事業者とも連携しながら府民の方々への情報提供に努めてまいります。 |
| 23 | 若い世代に対する情報発信ツールとしてSNSの活用を進めてください。 | ご意見を踏まえ、推進計画を次のとおり修正します。（下線部は修正箇所）  ㉞ホームページやメールマガジン等による情報提供  ホームページやメールマガジン、ＳＮＳ（ブログやFacebookなど）により、食の安全安心に関するタイムリーな情報と食品関連事業者の自主的な取組を府民に提供するとともに、必要に応じて、報道機関に情報提供を行います。（以下略） |
| 24 | 現在は消費者の関心が食品添加物より食中毒に集まっているかも知れません。貝毒やノロウイルスの発生情報などメールでお知らせいただいていますが、もっと多くの府民に知らせる方法を取って下さい。 | 本府では、メールマガジンやホームページに限らず、広報誌や量販店のチラシといった身近な情報媒体、リーフレットやポスターを活用した情報提供に努めています。今後も、様々な情報媒体を活用した情報提供に努めてまいります。 |
| 25 | 大阪健康安全基盤研究所の府民に開かれた発表の機会を作ってほしい。例えば、国立環境研究所では毎年参加希望者を公募し発表会を実施されている。ここで、最近話題の「ヒアリ」のことや、温暖化問題など研究員の研究成果を聴くことができた。この研究所の独法化に反対でしたが、実施以降の活動には注視している。 | 大阪健康安全基盤研究所（大安研）では、旧大阪府立公衆衛生研究所の時代から、府民を対象として健康増進と生活の安全確保に役立つ情報をやさしく解説した公開セミナーを実施してきました。  独立行政法人化後も、引き続き、「大安研公開セミナー」を開催していく予定と聞いております。なお、2018年1月に開催された公開セミナーの話題は「健康食品」と「重症熱性血小板減少症候群（SFTF）を媒介するダニ関連」でした。  引き続き、本府では大阪健康安全基盤研究所と連携を図り、府民への情報提供に努めてまいります。 |
| 学べる機会の提供（健康的な食生活の実践） | | |
| 26 | 「健康食品で問題を解決しようとするのではなく、あくまでも補助的な食品の一つであると考える」（消費者庁「健康食品Q&A」より）ことについて、府民への情報提供・啓発を強めて下さい。 | 本府では、栄養素の不足が生じるときなどの補助的なものとして健康食品を上手に利用できるよう、健康食品の種類や食品表示の活用などの普及啓発を行っています。現在策定中の「第3次大阪府食育推進計画（案）」においても、健康食品の正しい利用に向けて普及啓発を行うことを盛り込んでおり、今後も、効果的な手法を検討しながら、府民への情報提供・啓発に取組んでまいります。 |
| 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進 | | |
| 27 | 重点課題とされた「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」を着実に進めて下さい。すべての食品等事業者を登録制とすることが想定されていることも踏まえて、必要な人員・予算の確保を進めて下さい。 | ご要望として承ります。 |
| 28 | 認証制度を促進するため、期待される府民の取組ポイントに、「認証を受けた食品・事業者を積極的に利用しましょう」を加えてはどうでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。本府では、府民の方々に認証取得施設をより身近に感じていただけるよう、認証施設数を増やす取組を進めるとともに、そのPR方法についても検討してまいります。 |
| 29 | 認証制度の利用も考えてください。 |
| 第４章　各施策の取組体制 | | |
| 施策の推進体制（食の安全安心推進協議会） | | |
| 30 | 今回の計画改定に当たり、食の安全安心推進協議会には3月に諮問がされ、8月に素案が示されて議論がされていますが、十分な議論をするには時間が足りないように思われます。今後、計画の実施状況の評価、計画の見直しに当たっては、協議会が議論する時間をしっかりと確保し、その内容を汲み尽くす運営に努めて下さい。 | ご要望として承ります。 |